



いつもお世話になっております。事務所だよりの5月号をお届けしますのでご査収下さいますようお願い申し上げます。

税制改正 所得税の概略について

1. 税制改正の前に

民主党政権により子ども手当と高校授業料の実質無償化が決まりました。

子ども手当は16歳未満の子ども1人あたり平成22年は月額1万3千円・平成23年は月額2万6千円。

高校授業料無償化は生徒1人あたり年約12万円相当。

この財源を確保するため、下記の所得税の増税改正と小学生以下の児童手当(1人月額5千円)の廃止が行われます。

2. 所得税の改正(増税項目)

(1) 子ども手当の対象となる16歳未満の子どもは扶養にできなくなりました。改正前 38万控除 0円

(2) 高校授業料実質無償化の対象の子ども(16歳以上19歳未満)の割増控除がなくなりました。改正前 63万控除 38万

〔参考表〕 子ども手当が満額支給され、税制改正が実施された場合の手取額

《中学生以下が2人のケース》

平成23年分

	年収300万	年収500万	年収700万	年収1000万
子ども手当の受給額	624千円	624千円	624千円	624千円
所得税増税額	36千円	40千円	83千円	152千円
住民税増税額	66千円	66千円	66千円	66千円
児童手当廃止(小学生以下)	120千円	120千円	120千円	0円
手取増加				
2人とも小学生なら	402千円	398千円	355千円	406千円
小学生と中学生なら	462千円	458千円	415千円	406千円
2人とも中学生なら	522千円	518千円	475千円	406千円

〔参考表〕 高校授業料の実質無償化が実施され、税制改正が実施された場合の手取額

《公立の高校生が1人のケースの概算》

平成23年分

	年収500万	年収700万	年収1000万
高校無償化	120千円	120千円	120千円
所得税増税額	12千円	25千円	50千円
住民税増税額	12千円	12千円	12千円
手取増加額	96千円	83千円	58千円

参考表 モデル
夫：サラリーマン
妻：専業主婦
子：3歳以上

増税改正は平成23年分所得税・平成24年度分住民税からです。

なお、今回の税制改正では配偶者控除を廃止する案は見送られました。

3. 所得税の改正(減税項目)

(1) 生命保険料控除の改正

平成23年12月31日以前契約

一般生命保険料控除(上限5万円)

個人年金保険料控除(上限5万円)

以前に契約されたもの
合計10万控除はそのまま継続

平成24年1月1日以降契約

介護医療保険料控除(上限4万円)

一般生命保険料控除(上限4万円)

個人年金保険料控除(上限4万円)

3区分に分かれる
各区分の控除は4万に減少
合計で12万控除になります

(2) 少額上場株式等の配当所得・譲渡所得の改正

平成24年から平成26年まで間に取得した非課税口座内の少額上場株式等(1年あたり取得株式合計100万円以内)の配当所得・譲渡所得は10年間非課税になります。

3年間で合計300万までを非課税口座内で管理することが出来ます。